

六、發生並ニ解決月日

九月二十四日 發生

十月一日 解決

三、事業主 側

1. 名 稱 井筒屋小挽工場

2. 所在地 茨川區三河島町五ノ三五三

3. 事業主 細井 次一

4. 事業の種類 製材業

5. 資本金 二百円

6. 企業系統 ナシ

7. 使用労働者数 一名

8. 労働賃銀 日給 一円五十銭

9. 退職手当制度並福利施設 ナシ

ナシ

四、事業主団体關係

四、労働者側

1. 参議参加者 一名

2. 参議参加者中組合加盟者数其ノ組合名 一名

總同盟關東木材産業労働組合

總同盟關東木材産業労働組合

五、争議發生原因

3. 應接団体

事業主ハ本年八月十六日雇入レタル従業員小林義太郎ヲ業

務ニ怠慢ナルヲ理由トシテ九月二十四日解雇ヲ言渡シタル

ニ因ル

ニ因ル

六、経 過

1. 従業員小林義太郎ハ不當解雇ナリトシ組合本部ニ依頼シ本

部員熊倉豊ト九月二十四日午後八時頃事業主ヲ訪問シ解雇